明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○防衛会議の組織及び運営に関する省令（**防衛**一一）　一
○自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一一二）　二

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**三九四）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二五六）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**九九六～一〇〇四）　七
○保安林の指定を解除する件（**同**一〇〇五～一〇一〇）　七
○地すべり防止区域を追加指定する件（**国土交通**八一一）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**八一二）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**八一三～八一七）　七
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**二二五）　七

〔人事異動〕

内閣　行政改革推進本部事務局　内閣府　財務省　農林水産省　運輸安全委員会　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

国家試験

公認会計士試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　九
海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行（国土交通省）　九

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（北海道経済産業局、東北同）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

外国為替及び外国貿易法第五十五条の三第三項に規定する届出者に関する事項関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二

会社その他　二九

省　令

○防衛省令第十一号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条の二第六項の規定に基づき、防衛会議の組織及び運営に関する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十九日

防衛大臣　浜田　靖一

防衛会議の組織及び運営に関する省令

（議長）

第一条　防衛会議（以下「会議」という。）の議長は、会務を総理する。

（庶務）

第二条　会議の庶務は、防衛省大臣官房企画評価課において総括し、及び処理する。ただし、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第六条第一号から第七号までに掲げる事務に係るものについては、防衛省防衛政策局防衛政策課において処理する。

（雑則）

第三条　この省令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

○防衛省令第十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条及び第三十五条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十二項及び第二十四条の六並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十八条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十九日

防衛大臣　浜田　靖一

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号を一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　防衛大臣補佐官